



平成21年 3月26日

各 位

会 社 名 株式会社ラウンドワン
代表者の役職名 代表取締役社長 杉野 公彦
(コード 4680 東証第1部・大証第1部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 西村 孝之
電 話 番 号 0 7 2 2 2 4 5 1 1 5

**第三者割当による第1回乃至第4回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(強制転換価額修正条項付)
および新株式発行に関するお知らせ**

当社は、本日開催の当社取締役会において、第三者割当による第1回乃至第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下、「本新株予約権付社債」といい、その新株予約権に関する部分を「本新株予約権」、その社債に関する部分を「本社債」といいます。また、各回の本新株予約権付社債を「各回債」または「1回債」、「2回債」、「3回債」若しくは「4回債」といいます。)および新株式の発行(以下、「本株式発行」といい、本新株予約権付社債の発行および本株式発行を総称して、「本第三者割当増資等」といいます。)について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第三者割当による新株予約権付社債発行および新株発行

(1) 第三者割当による新株予約権付社債の発行の目的

<資金調達の主な目的>

当社グループは、ボウリング、アミューズメント、カラオケおよび時間制スポーツ施設等の複合施設を日本全国に93店舗(2009年3月26日現在)運営しております。(なお、2009年3月28日に1店舗の新規出店が予定されておりますので、2009年3月末時点の総店舗数は、94店舗になる予定です。)また、2010年3月期および2011年3月期以降についても、各々12店舗、4店舗の合計16店舗の新規出店を計画しております。当社グループは積極的な新規出店によって、売上および利益の成長を達成してまいりました。特に平成14年以降は、特別目的会社を活用した手法を用いた物件取得による新規出店を加速し、同手法による店舗数は、58店舗(2009年3月26日現在)に達しております。

2008年9月の所謂リーマン・ショック以降、現在の金融情勢および経済状況は非常に厳しいものとなっておりますが、当社グループは引き続き、新規出店の継続による売上および利益の成長が株主価値の向上に資するものと考えております。

前述のとおり、当社グループは、特別目的会社を活用した手法を用いて新規出店を加速してまいりましたが、2007年3月期以降の会計方針の変更によって特別目的会社が連結財務諸表に計上されるようになり、また、昨今の経済環境を踏まえ、新規の特別目的会社によるノンリコースローンの調達は厳しい状況となっております。このような状況の中、当社グル

ご注意: この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ープとしては、2010年3月期および2011年3月期以降の新規出店のために、早急に資金調達手段の多様化を図る必要があると認識しております。

上記を踏まえ、当社グループは、この度、2010年3月期および2011年3月期以降の新規出店費用等の調達を企図し、エクイティファイナンスによる資金調達として、日興シティグループ証券株式会社（以下、「日興シティグループ証券」といいます。）への当社新株予約権付社債の第三者割当並びに当社代表取締役社長杉野公彦および当社第二位株主である杉野公亮氏への当社普通株式の第三者割当増資を決議いたしました。

なお、当社グループは本第三者割当増資等を検討するに際して、公募増資並びに上記割当先以外に対する新株予約権付社債、株式の第三者割当増資等も検討いたしました。しかしながら、公募増資については、市場状況、現在の実体経済の悪化に伴う当社グループの足元の業績動向の不透明感や利益計画の不確実性等を勘案すると、既存の株主の皆様および新規の投資家の皆様にとって最良のタイミングとの判断に至りませんでした。また、上記割当先以外に対する第三者割当増資等についても、上記のとおり早期の資金調達が重要であると考え、当社グループにとっては、時間的な制約があったこともあり、最終的な選択肢とはなりませんでした。

また、当社は、本第三者割当増資等に加え、資金調達手段の多様化という観点から、今後、当社本体によるシンジケートローンや銀行借入れ等による資金調達も行っていく予定です。シンジケートローンにつきましては、当社のメイン行である三井住友銀行が中心となって組成し、総額289億円を2009年3月31日以降に調達することが予定されています。

< 本新株予約権付社債の商品性 >

本新株予約権付社債の主な特徴は以下のとおりであります。

- 本新株予約権付社債には強制転換条項が付されています。本新株予約権付社債の償還期限の数日前の日に定められた強制取得日（別添「発行要項」に定義されます。）において残存する新株予約権付社債全てを当社が取得しその対価として当社普通株式を交付するという取得条項が付されています（注1）。本新株予約権付社債の新株予約権の行使（転換）が進まない場合でも、着実な資本拡充が期待できます。
- 本新株予約権付社債の当初の転換価額（別添「発行要項」に定義されます。）は、平成21年4月2日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の120%（ただし、下限を675円とします。）に設定されています。当初の転換価額を上記終値より相当程度上に設定することにより希薄化に対し一定の配慮をしています。なお、本新株予約権付社債の当初転換価額の決定日については、本新株予約権付社債の払込日により近接した時点の当社普通株式の株価動向を反映させるため、平成21年4月2日としております。
- 本新株予約権付社債の転換価額の修正は限られた場合に限定されています（注2）。各回債ごとに定められた転換価額修正観察期間（別添「発行要項」に定義されます。）において、いずれかの10連続取引日（別添「発行要項」に定義されます。）にわたり東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（気配表示も含まれます。以下「当社普通株式終値」といいます。）が下限転換価額（別添「発行要項」に定義されます。）を下回らない限り転換価額は修正されず、また、かかる修正は各回債ごとに1度しか行われる可能性がありません（上記強制転換条項に関するものは除きます。）。さらに、かかる転換価額の修正は、関連する転換価額修正観察期間における上記10連続取引日前までの東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）を基礎として算出される価格に修正されます。なお、かかる修正によっても、

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

転換価額が上記下限転換価額を下回ることはありません。転換価額の修正が極めて限定的な場合に限定されていることから、希薄化に対し一定の配慮がなされています。

- 本新株予約権付社債には、10 連続取引日にわたり当社普通株式終値が各取引日に適用ある転換価額を上回った場合には、当社は、その判断により、本新株予約権付社債の社債権者に対して 20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の通知をすることにより、額面金額と同額で繰上償還を選択できるコール条項が付されています。これによって、株価上昇時に転換（行使）が促進されることになり、より確実な自己資本の充実を志向できます。
- 本新株予約権付社債の社債権者は、発行日以降、その選択により、当社に対して 20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を行った上、額面金額と同額でその保有する本社債の全部または一部の繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。割当先との交渉の結果定められたものですが、当社としては、割当先は新株予約権の行使または取得条項による当社普通株式の取得を主な投資目的とするものであると理解しており、かかる権利が行使されるのは、想定外の事情により当社普通株式の株価が急激に下落するなど限定された場合にかぎられるものと考えております。

(注 1)

強制転換条項の詳細は以下のとおりです。

当社は、上記強制取得日に、残存本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を交付財産と引換えに取得することになります。この「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を以下の強制転換価額（詳細は別添「発行要項」に規定されます。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいいます。

上記において、

「強制転換価額」とは、各本新株予約権付社債の額面金額相当額を額面当たりの VWAP による平均強制転換株式数（以下に定義されます。）で除して得られる値の 92% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。）をいいます。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が下限転換価額を下回る場合には、強制転換価額は下限転換価額とされます。

「額面当たりの VWAP による平均強制転換株式数」とは、1 回債については、平成 21 年 4 月 14 日から同年 6 月 26 日まで、2 回債については同年 6 月 29 日から同年 9 月 7 日まで、3 回債については同年 10 月 1 日から同 12 月 11 日、第 4 回債については平成 21 年 12 月 24 日から平成 22 年 3 月 10 日に含まれる各 VWAP 取引日（以下に定義する。）において各本新株予約権付社債の額面金額相当額を株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の VWAP で除して得られる数の平均値（ただし、小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。）をいいます。当該 VWAP 取引日中に別添「発行要項」記載の転換価額の調整事由が発生した場合、上記「発行要項」記載の転換価額の調整の考え方に準じて、VWAP に必要な調整を行うものとされます。

「VWAP 取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の VWAP が発表される日をいいます。

「下限転換価額」とは、平成 21 年 4 月 2 日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値に 0.50 を乗じた金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。）をいいます。ただし、かかる算出の結果、下限転換価額が金 338 円を下回る場合には、下限転換価額は金 338 円とされます。

なお、一定金額の資本増強を志向する場合において、より実体に近い計算値を算出するため、上記強制転換価額の算出においては、各 VWAP 取引日において各本新株予約権付社債が一定金額ずつ転換されることを前提とする計算方法（ドルコスト平均法）を用いております。

(注 2)

転換価額の修正の詳細は以下のとおりです。

当社は、転換価額修正観察期間のいずれかの 10 連続取引日にわたり、当社普通株式終値が当該各取引日に適用のある下限転換価額を下回った場合には、当該 10 連続取引日の最終日の翌取引日以降、転換価額

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は、各本新株予約権付社債の額面金額相当額を額面当たりの VWAP による平均転換株式数（以下に定義されます。）で除して得られる値の 92% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。）に修正されます。ただし、かかる算出の結果、下限転換価額を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とされます。なお、上記転換価額の修正を行った場合には、以後の転換価額の修正（ただし、強制転換価額の算出を除きます。）は行わないものとされます。

上記において、

「額面当たりの VWAP による平均転換株式数」とは、転換価額修正観察期間の初日から（当日を含む。）、当該 10 連続取引日の初日の前 VWAP 取引日まで（当日を含む。）の期間の各 VWAP 取引日において各本新株予約権付社債の額面金額相当額を VWAP で除して得られる数の平均値（ただし、小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。）をいいます。当該 VWAP 取引日中に別添「発行要項」記載の転換価額の調整事由が発生した場合、上記「発行要項」記載の転換価額の調整の考え方に準じて、VWAP に必要な調整を行うものとされています。

「転換価額修正観察期間」とは、1 回債については、平成 21 年 4 月 14 日から（当日を含む。）同年 6 月 15 日まで（当日を含む。）の期間、2 回債については、平成 21 年 6 月 29 日から（当日を含む。）同年 8 月 27 日まで（当日を含む。）の期間、3 回債については、平成 21 年 10 月 1 日から（当日を含む。）同年 11 月 30 日まで（当日を含む。）の期間および 4 回債については、平成 21 年 12 月 24 日から（当日を含む。）平成 22 年 3 月 1 日まで（当日を含む。）の期間をそれぞれいいます。

「下限転換価額」については、（注 1）に記載のとおりです。

なお、一定金額の資本増強を志向する場合において、より実体に近い計算値を算出するため、上記転換価額の修正においては、各 VWAP 取引日において各本新株予約権付社債が一定金額ずつ転換されることを前提とする計算方法（ドルコスト平均法）を用いております。

< 本新株予約権付社債を選択した理由 >

当社は今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、本新株予約権付社債では、

1. 第三者割当方式での発行により、機動的な資金調達が可能であること
2. ゼロクーポンでの発行により、負債コストを抑制することができること
3. 強制取得日において残存する全ての本新株予約権付社債が当社普通株式に切り替わるという取得条項が付されており、本新株予約権付社債の転換が進まない場合でも、着実な資本拡充が期待できること
4. 強制転換価額は、強制取得日から遡った比較的長期間の当社普通株式の VWAP を基準に計算されており、割当先によるヘッジ取引による株価への影響を受けにくいこと
5. 当初の転換価額は、平成 21 年 4 月 2 日の当社株価の終値の 120% とされ、原則として（転換価額の修正が起こり得ますが、上記 < 本新株予約権付社債の商品性 > で述べたようにそれが起こる場合は限定されています。）、本新株予約権の行使可能期間中は一定であること、本新株予約権付社債は 4 回号に分けられており、強制転換は 3 ヶ月に 1 度のみ行われることから、希薄化に対して一定の抑制が働くこと
6. 株価が 10 連続取引日にわたり転換価額を上回った場合には当社の判断で繰上償還を選択できるコール条項が付されていることによって、株価上昇時に転換（行使）が促進されることになり、より確実な自己資本の充実を志向できること
7. 本新株予約権付社債が株式に転換された場合には、自己資本の充実により、より好条件でのローン等の借入れ等が可能になるものと考えられること

等を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行が現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

なお、日興シティグループ証券による本新株予約権付社債の買取については、本株式発行に関し、発行が決議された全ての普通株式が全ての割当先により適法且つ有効に買い取られることを条件としております。したがって、本株式発行に関し、いずれかの割当先による買取りが適法且つ有効に実施されず、または払込期日までにいずれかの割当先に買い取られないことが明白となった場合は、日興シティグループ証券による買取は行われないうこととなります。

(2) 第三者割当による普通株式の発行の目的

上記(1)記載のとおり、当社代表取締役社長杉野公彦および当社第二位株主である杉野公亮氏への当社普通株式の第三者割当増資は、第三者割当による新株予約権付社債の発行同様、2010年3月期および2011年3月期以降の新規出店費用等の調達を企図するものです。

割当先である当社代表取締役社長の杉野公彦は当社の創業者であり、当社の設立から現在に至るまで、当社の重要な経営判断を担ってまいりました。当社代表取締役社長杉野公彦が当社普通株式の第三者割当増資を引受けることは、新規出店費用等の確保に加え、杉野公彦の中長期的な当社経営へのコミットメントを意味するものと認識しております。なお、当社取締役会において本株式発行を決議するに際して、杉野公彦は利益相反の観点から当該決議には参加せず、他の取締役のみで決議を行っております。

また、杉野公亮氏は、当社第二位株主であり、かつ当社代表取締役である杉野公彦の子息(未成年)であります。当社代表取締役である杉野公彦のみを引受人とすべく交渉してきましたが、必要な資金を調達するために、当社代表取締役である杉野公彦と共に杉野公亮氏が自己資金をもって当社株式を引き受けるものであります。

(3) 調達する資金の額および用途

調達する資金の額(差引手取概算額)

差引手取概算額 11,150百万円

(内訳) 第三者割当による新株予約権付社債の発行 7,179百万円

第三者割当による新株式発行 3,971百万円

調達する資金の具体的な用途

上記差引手取概算額は、現在計画している合計16店舗の新規店舗費用の内、上里、習志野、甲府、松戸、河内長野、松山およびつくばの7店舗の新規店舗費用に充当する予定です。また、上記資金用途に充当するまでの間、当該額を当社銀行口座にて管理する予定です。

調達する資金の支出予定時期

店舗名	必要金額	支出予定時期
上里	1,335百万円	2009年8月
習志野	1,591百万円	2009年8月
甲府	1,536百万円	2009年10月
松戸	2,350百万円	2010年3月
河内長野	3,435百万円	2010年5月
松山	1,700百万円	2010年6月
つくば	1,700百万円	2010年6月
合計	13,647百万円	

ご注意: この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当増資等による資金が有効に活用されれば、新規出店による営業利益等の拡大により、結果として、将来的な収益の向上、あるいは財務体質の強化などを通じたバランスシートの改善が見込まれ、中長期的には株主価値の向上にも資すると考えております。

2. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の連結業績

(単位：百万円)

決算期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
売上高	50,282	65,826	77,993
営業利益	12,735	17,913	18,287
経常利益	13,418	16,385	15,986
当期純利益	11,967	9,730	9,152
1株当たり当期純利益 (円)	20,125.55	15,510.19	14,507.10
1株当たり配当金(円)	2,000	2,000	2,000
1株当たり純資産(円)	82,243.82	97,954.49	110,452.57

(注)平成18年3月期につきましては子会社がありますが重要性に乏しいため、連結財務諸表を作成しておりませんので、単体業績を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況(平成21年2月28日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	63,241,354株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数および潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	63,241,354株(注1)	100.00%
当初の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(注1) 上記発行済株式総数は、本第三者増資割当等による株式数の増加を含みません。

(注2) 平成21年3月26日現在において 当初転換価額および下限転換価額は決定していませんが、平成21年3月25日の当社普通株式終値の120%(964円)を転換価額とした際の株式数および平成21年3月25日の当社普通株式終値の50%(402円)を転換価額とした際の株式数は、それぞれ7,468,879株(発行済株式数に対する比率

ご注意: この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

11.81%)、17,910,447株(発行済株式数に対する比率28.32%)となります。
 (注3) 本新株予約権付社債につき、上限値の転換価額は設定されておりません。

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第1回乃至第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行

発行期日	平成21年4月13日
調達資金の額	7,179百万円(差引手取概算額)
募集時点における発行済株式数	63,241,354株(自己株式154,600株を含む)
当該募集における潜在株式数	当初の転換価額(-)における潜在株式数:- 転換価額上限値(-)における潜在株式数:- 転換価額下限値(-)における潜在株式数:-
割当先	日興シティグループ証券株式会社

(注1) 調達資金の額は新株予約権付社債の払込金額の合計(第1回乃至第4回新株予約権付社債合計)を合算しております。

(注2) 当該募集における潜在株式数は、第1回乃至第4回新株予約権付社債に係る株式数の合計です。

(注3) 平成21年3月26日現在において 当初転換価額および下限転換価額は決定していませんが、平成21年3月25日の当社普通株式終値の120%(964円)を転換価額とした際の株式数および平成21年3月25日の当社普通株式終値の50%(402円)を転換価額とした際の株式数は、それぞれ7,468,879株、17,910,447株となります。

第三者割当による株式の発行

発行期日	平成21年4月10日
調達資金の額	3,971百万円(差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	63,241,354株(自己株式154,600株を含む)
当該増資による発行株式数	5,037,700株
募集後における発行済株式総数	68,279,054株
割当先	杉野公彦 4,408,000株 杉野公亮 629,700株

(4) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	191,000円 (1,910円)	549,000円 (5,490円)	239,000円 (2,390円)
高 値	554,000円 (5,540円)	600,000円 (6,000円)	295,000円 (2,950円)
安 値	188,000円 (1,880円)	229,000円 (2,290円)	86,900円 (869円)
終 値	549,000円 (5,490円)	238,000円 (2,380円)	104,000円 (1,040円)

ご注意: この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(注) 当社は平成21年1月4日付けで当社株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記の株価については、当該株式分割の結果は反映されておられません。なお、上記の株価については、当社株式1株につき100株の割合をもって株式分割がなされたと仮定した場合の株価を、それぞれ括弧内に記載しております。

直近6ヶ月間の状況

	平成20年 9月	10月	11月	12月	1月	平成21年 2月
始 値	80,900円 (809円)	83,400円 (834円)	49,500円 (495円)	46,200円 (462円)	700円	785円
高 値	91,900円 (909円)	84,800円 (848円)	53,200円 (532円)	69,100円 (691円)	873円	820円
安 値	70,000円 (700円)	39,100円 (391円)	40,550円 (405.5円)	41,350円 (413.5円)	631円	545円
終 値	82,600円 (826円)	48,550円 (485.5円)	45,050円 (450.5円)	67,200円 (672円)	795円	573円

(注) 当社は平成21年1月4日付けで当社株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、平成20年9月乃至同年12月の株価については、当該株式分割の結果は反映されておられません。なお、平成20年9月乃至同年12月の株価については、当社株式1株につき100株の割合をもって株式分割がなされたと仮定した場合の株価を、それぞれ括弧内に記載しております。

発行決議日前日における株価

	平成21年 3月25日現在
始 値	769円
高 値	804円
安 値	762円
終 値	804円

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価であります。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はございません。

ご注意: この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 大株主および持株比率

募集前 (平成21年1月4日現在)		募集後	
杉野公彦	24.49%	杉野公彦	29.14%
杉野公亮	17.48%	杉野公亮	17.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11.11%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.44%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	4.92%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	4.56%
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	2.57%	資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	2.38%
メロンバンクトリーティークライアンツオムニバス	2.38%	メロンバンクトリーティークライアンツオムニバス	2.21%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニ	1.52%	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニ	1.40%
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	0.94%	資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	0.87%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	0.81%	資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	0.75%

(注)本新株予約権付社債については長期保有を約していないため、潜在株式数を反映しておりません。

4. 業績への影響の見通し

今回の調達資金を上記1.(3)に記載の用途に充当することにより、収益力の向上および財務体質の強化につながるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

第三者割当による新株予約権付社債の発行

当社は、金融工学の専門家による各回債およびそれに付された新株予約権(以下、「各回新株予約権」といいます。)の価値評価並びに当該評価の前提(各回新株予約権の条件、当社株式の株価およびボラティリティ、クレジットスプレッド等)を確認の上、それらを考慮し、慎重な検討の結果、(イ)各回新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、(ロ)それに対応する各回債のうち社債に関する部分(以下、「各回社債」といいます。)に各回新株予約権を付した結果、各回債全体の発行に際し、各回社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とは概ね均衡しているものと判断し、また、上記1.(1)<本新株予約権付社債を選択した理由>記載の事由を勘案の上、その他発行条件についても合理的であると判断しました。

第三者割当による新株式の発行

本第三者割当増資による新株式の発行価額につきましては、発行決議日前日の当社普通株式終値から権利落分を勘案して配当相当額を差し引いた価格である794円と算出いたしました。

ご注意: この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2)発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

上記2.(2)記載の発行済株式総数に対する本株式発行による新株式の比率は7.97%となる見込みです。また、上記2.(2)記載の発行済株式総数に対する、本新株予約権付社債が平成21年3月25日の当社普通株式終値の120%(964円)を転換価額として転換された場合および平成21年3月25日の当社普通株式終値の50%(402円)を転換価額として転換された場合の潜在株式数の比率はそれぞれ11.81%、28.32%となる見込みです。本新株予約権社債については、当初の転換価額は平成21年4月2日の当社株価の終値の120%とされ、本新株予約権の行使可能期間中は原則として一定であること、強制取得日において当社普通株式に切り替わる際には強制取得日から遡った比較的長期間のVWAPを基準に計算されること、本新株予約権付社債は4回号に分けられており、強制転換は3ヶ月に1度のみ行われること、転換価額の修正が極めて限定的な場合にかざられていること等から、当社の資金調達の必要性が極めて高い中、希薄化に対して一定の抑制が働くよう配慮いたしました。

また、新株式に関しては、その発行価額を、発行決議日前営業日の当社普通株式の終値から権利落分を勘案して配当相当額を差し引いた価格としており、希薄化に対して一定の配慮をいたしております。

6. 割当先の選定理由

(1)割当先の概要(平成21年3月19日現在)

()本新株予約権付社債の買取予定先

商号	日興シティグループ証券株式会社	
事業内容	金融商品取引業	
設立年月日	平成13年2月9日	
本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	
代表者の氏名	代表執行役社長 林 森成	
資本金	96,307百万円	
発行済株式数	3,842,000株	
純資産	186,280百万円	
総資産	3,422,156百万円	
決算期	3月31日	
従業員数	1,443人	
大株主および持株比率	日興シティホールディングス株式会社	51%
	Citigroup Global Markets Holdings GmbH	49%
主要取引先	-	
上場会社と割当先の関係等	資本関係	割当先が保有している当社の株式の数：1,900株 当社が保有している割当先の株式の数：該当事項なし
	取引関係	該当事項なし
	人的関係	該当事項なし
	関連当事者への該当状況	該当事項なし

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

最近3年間の連結業績

(単位：百万円)

決算期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
営業収益	155,998	149,503	130,312
営業利益	33,666	12,009	8,833
経常利益	33,760	11,447	7,560
当期純利益	19,110	6,128	6,750
1株当たり当期純利益 (円)	4,973.97	1,595.00	1,756.89
1株当たり配当金(円)	1,300	1,250	-
1株当たり純資産(円)	55,485.68	54,557.26	52,538.26

(注)1. 、およびについては平成20年12月31日現在、については平成20年3月31日現在、その他については平成21年3月19日現在の概要を記載しております。

2. の平成19年3月期の1株当たり配当金は、中間配当の数字となっております。

()本第三者割当増資の割当予定先

割当予定先の氏名又は名称	杉野公彦	
割当株数	4,408,000株(6.97%)(平成21年2月28日現在)	
払込金額	3,499,952,000円	
割当予定 先の内容	住所	堺市西区
当社との 関係	出資関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	人的関係	当社代表取締役社長
	その他の関係	該当事項はありません
当該株券の保有に関する事項	当社は割当予定先に対し、割当新株式を発行日から2年以内に譲渡する場合は、その内容について当社に報告する旨の確約書を得る予定であります。	

割当予定先の氏名又は名称	杉野公亮	
割当株数	629,700株(1.00%)(平成21年2月28日現在)	
払込金額	499,981,800円	
割当予定 先の内容	住所	堺市西区
当社との 関係	出資関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	人的関係	当社株主
	その他の関係	該当事項はありません
当該株券の保有に関する事項	当社は割当予定先に対し、割当新株式を発行日から2年以内に譲渡する場合は、その内容について当社に報告する旨の確約書を得る予定であります。	

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 割当先を選定した理由

第三者割当による新株予約権付社債の発行

日興シティグループ証券は、本邦大手証券会社の一角であり、また、数多くの新株予約権付社債の買取りの実績があります。日興シティグループ証券の新株予約権付社債の転換執行能力、その後の市場での売却執行能力、マーケットの洞察力等を勘案した上で、同社への割当を予定しております。

なお、第三者割当による新株予約権付社債の発行は、日本証券業協会会員である日興シティグループ証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の定めに基づいて割当てが行われるものです。

第三者割当による新株式の発行

上記1.(2)記載のとおり、新規出店費用等の迅速な確保および当社代表取締役社長杉野公彦の中長期的な当社経営へのコミットメントを目的として、当社代表取締役社長が自己資金をもって当社株式を引き受けるものであります。

また、杉野公亮氏は、当社第二位株主であり、かつ当社代表取締役である杉野公彦の子息（未成年）であります。当社代表取締役である杉野公彦のみを引受人とすべく交渉をしましたが、必要な資金を調達するために、当社代表取締役である杉野公彦と共に杉野公亮氏が自己資金をもって当社株式を引き受けるものであります。

(3) 割当先の保有方針および転換（行使）制限措置

第三者割当による新株予約権付社債の発行

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第435条第2項および同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づいて、本新株予約権付社債の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、割当先である日興シティグループ証券が、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」に基づいて、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権付社債の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わないようにさせ、また、同社が制限超過行使を行わないことについて合意する予定であります。なお、本新株予約権に付された取得条項に基づき本新株予約権が取得された場合に新株予約権者が交付を受けることとなる当社普通株式についても、新株予約権の行使に準ずるものとして、かかる制限超過行使に係る交付を受けないことにつき合意する予定であります。

第三者割当による新株式の発行

当社と割当先との間において、割当新株式について、本新株式効力発生日から2年間以内にその全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告する旨の確約を得る予定であります。なお割当先は、当社株式を中長期的に保有することを予定しています。

(4) 株券貸借に関する契約

第三者割当による新株予約権付社債の発行

割当先は今回のファイナンスに伴い、当社代表取締役と当社普通株式の貸借契約を締結する予定となっております。なお、当社は、割当先との間で、本新株予約権付社債に付された新株予約権を権利行使した場合および取得された場合に交付を受けることとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本第三者割当による新株予約権付社債に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第三者割当による新株式の発行
該当事項はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社ラウンドワン
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

1. 社債の名称 株式会社ラウンドワン第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金 18 億円
3. 各社債の金額 金 4,000 万円の 1 種
4. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
本新株予約権付社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律 (以下「社債等振替法」という。) 第 192 条第 1 項の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であり、社債等振替法第 193 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権付社債券を発行することができない。ただし、社債等振替法第 193 条第 2 項の定めにより社債券を発行する場合には、同条第 3 項の定めにより無記名式とする。なお、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率 本社債には利息を付さない。
6. 各社債の払込金額 額面 100 円につき金 100 円
7. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還の場合は第 11 項第 (2) 号乃至第 (4) 号に定める価額による。
8. 社債の払込期日および新株予約権の割当日 平成 21 年 4 月 13 日 (月)
9. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
11. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成 21 年 7 月 14 日にその総額を償還する。
ただし、繰上償還に関しては、本項第 (2) 号乃至第 (4) 号に定めるところによる。
 - (2) 当社は、当社が合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。) 吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。) (以上を総称して以下「組織再編行為」という。) をすることを当社の株主総会で決議した場合 (株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合) 本新株予約権付社債の社債権者に対して、20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を行った上で、当該事前通知に定めた償還日 (当該組織再編行為の効力発生日以前とする。) に、その時点において未償還の本社債の全部 (一部は不可。) を本社債の額面 100 円につき次の金額で繰上償還する。
平成 21 年 4 月 14 日から平成 21 年 7 月 13 日までの期間については金 100 円
 - (3) 当社は、10 連続取引日 (「取引日」とは、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。ただし、当社普通株式に関し終値 (気配表示を含む。以下同じ。) の無い日は除く。以下同じ。) に

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

わたり、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（以下「当社普通株式終値」という。）が当該各取引日に適用のある転換価額を上回った場合には、平成 21 年 4 月 13 日以降いつでも、当該 10 連続取引日の最終日から 10 銀行営業日以内かつ当該償還日に先立つ 20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を本新株予約権付社債の社債権者に対して行った上で、当該事前通知に定めた償還日において未償還の本社債の全部（一部は不可。）を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。

- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成 21 年 4 月 13 日以降、その選択により、当社に対して償還日から 20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を行い、かつ第 21 項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って振替機関に通知することにより、これらの通知に定めた償還日において保有する本社債の全部または一部を繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。
- (5) 前 3 号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第 12 項第 (5) 号に従って本新株予約権が行使できなくなることによりその全部が消滅する。
- (6) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (7) 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。かかる買入を行った場合には、当該本社債を消却するものとし、この場合において当該本社債に係る本新株予約権については第 12 項第 (5) 号に従って行使できなくなることにより消滅する。

12. 本新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 45 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本項第 (6) 号 に定める転換価額（本項第 (8) 号により修正された場合または第 (9) 号ないし第 (13) 号により調整された場合には、かかる修正または調整後の金額）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）とする。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成 21 年 4 月 14 日から平成 21 年 7 月 10 日までの間（以下「行使期間」という。）いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。なお、行使期間中においても、振替機関の定める処理要領に基づき株主確定日当日およびその前銀行営業日については、新株予約権行使の取次ぎが制限される。
- (5) 新株予約権の行使の条件
当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合または本社債が償還された場合には、本社債に係る本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法
各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債全部を出資する

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ものとする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。転換価額は、当初、平成 21 年 4 月 2 日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値に 1.20 を乗じた価格（円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。）とする。ただし、かかる算出の結果、当初の転換価額が金 675 円を下回る場合には、当初の転換価額は金 675 円とする。

なお、転換価額は本項第(8)号乃至第(13)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。

本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第 11 項(1)号の規定にかかわらず本新株予約権の行使の効力発生と同時に弁済期が到来し、かつ消滅するものとする。

- (7) 新株予約権の行使および本項第(17)号に規定する強制取得により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号記載の資本金等増加限度額から本号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (8) 転換価額の修正

当社は、平成 21 年 4 月 14 日から(当日を含む。)平成 21 年 6 月 15 日まで(当日を含む。)の期間(以下「転換価額修正観察期間」という。)のいずれかの 10 連続取引日にわたり、当社普通株式終値が当該各取引日に適用のある下限転換価額(以下に定義する。)を下回った場合には、当該 10 連続取引日の最終日の翌取引日以降、転換価額は、各本新株予約権付社債の額面金額相当額を額面当たりの VWAP による平均転換株式数(以下に定義する。)で除して得られる値の 92% に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる算出の結果、下限転換価額を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。なお、上記転換価額の修正を行った場合には、以後の転換価額の修正(ただし、本項第(17)号による強制転換価額の算出を除く。)は行わない。

「額面当たりの VWAP による平均転換株式数」とは、転換価額修正観察期間の初日から(当日を含む。)当該 10 連続取引日の初日の前 VWAP 取引日(以下に定義する。)まで(当日を含む。)の期間の各 VWAP 取引日において各本新株予約権付社債の額面金額相当額を東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)で除して得られる数の平均値(ただし、小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。)をいう。当該 VWAP 取引日中に本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、VWAP に必要な調整を行う。

「下限転換価額」とは、平成 21 年 4 月 2 日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値に 0.5 を乗じた価格(円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。)とする。ただし、かかる算出の結果、下限転換価額が 338 円を下回る場合には、下限転換価額は 338 円とする。なお、本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、下限転換価額に必要な調整を行う。

「VWAP 取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の VWAP が発表される日をいう。

- (9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (10) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(11)号に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、平成21年3月26日開催の当社取締役会における第三者割当による発行決議に基づく普通株式の発行は除く。）

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

株式分割または普通株式の無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項第(11)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（但し、平成21年3月26日開催の当社取締役会における第三者割当による発行決議に基づく第2回新株予約権付社債、第3回新株予約権付社債及び第4回新株予約権付社債の発行は除く。無償割当てによる場合を含むが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行または付与されるものを除く。）なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得または行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (11) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (12) 本項第(10)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (13) 本項第(8)号乃至第(12)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (14) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、以下のとおりこれを取扱う。

本新株予約権の行使は、第21項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って行使期間中に行使請求受付場所に対して行うものとする。

- (15) 新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、振替機関または口座管理機関を通じて行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債は消滅する。

- (16) 株式の交付方法

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴うみなし変更後の当社定款の定めに従い、株券を発行しない。本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は、社債等振替法及び第21項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って新規記録される（または振替えられる）。

- (17) 普通株式を対価とする新株予約権の取得条項

当社は、平成21年7月10日（以下「強制取得日」という。）に、残存本新株予約権付社債の全部（一部は不可。）を交付財産（以下に定義する。）と引換えに取得する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制転換価額（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「強制転換価額」とは、各本新株予約権付社債の額面金額相当額を額面当たりのVWAPによる平均強制転換株式数（以下に定義する。）で除して得られる値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）をいう。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が下限転換価額を下回る場合には、強制転換価額は下限転換価額とする。

「額面当たりのVWAPによる平均強制転換株式数」とは、平成21年4月14日から平成21年6月26日に含まれる各VWAP取引日において各本新株予約権付社債の額面金額相当額をVWAPで除して得られる数の平均値（ただし、小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）をいう。当該VWAP取引日中に本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、VWAPに必要な調整を行う。

13. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

- (2) 本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了するものとする。

14. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う。

- (1) 当社が第11項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が第13項第(1)号の規定に違反したとき。
- (3) 当社が、前2号以外の本要項の規定に違反し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または是正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

15. 社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

16. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済の額を除く。)の10分の1以上にあたる社債権者は、本新株予約権付社債に関する社債等振替法第222条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本社債の金額の合計額は本号の本社債総額に算入しない。

17. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

18. 償還金の支払

本新株予約権付社債にかかる償還金は、社債等振替法及び第21項に定める振替機関の業務規程

ご注意: この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

その他の規則に従って支払われる。

19. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 財務代理人、発行代理人および支払代理人
 - (1) 当社は、住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）に本新株予約権付社債の事務を委託する。
 - (2) 本新株予約権付社債に係る発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを行う。
 - (3) 財務代理人は社債権者に対していかなる義務ならびに責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係および信託関係を有しない。
 - (4) 当社は、財務代理人を変更する場合には、第 15 項に定める方法により公告する。
21. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
22. 準拠法
日本法
23. 法令の改正等に伴う読替えその他の措置
会社法その他法令の改正が行われた場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じるものとする。
24. 上場申請の有無
なし
25. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し、必要な事項は、当社の代表取締役に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社ラウンドワン
第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

1. 社債の名称 株式会社ラウンドワン第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金 18 億円
3. 各社債の金額 金 4,000 万円の 1 種
4. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
本新株予約権付社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律 (以下「社債等振替法」という。) 第 192 条第 1 項の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であり、社債等振替法第 193 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権付社債券を発行することができない。ただし、社債等振替法第 193 条第 2 項の定めにより社債券を発行する場合には、同条第 3 項の定めにより無記名式とする。なお、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率 本社債には利息を付さない。
6. 各社債の払込金額 額面 100 円につき金 100 円
7. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還の場合は第 11 項第 (2) 号乃至第 (4) 号に定める価額による。
8. 社債の払込期日および新株予約権の割当日 平成 21 年 4 月 13 日 (月)
9. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
11. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成 21 年 9 月 30 日にその総額を償還する。
ただし、繰上償還に関しては、本項第 (2) 号乃至第 (4) 号に定めるところによる。
 - (2) 当社は、当社が合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。) 吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。) (以上を総称して以下「組織再編行為」という。) をすることを当社の株主総会で決議した場合 (株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合) 本新株予約権付社債の社債権者に対して、20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を行った上で、当該事前通知に定めた償還日 (当該組織再編行為の効力発生日以前とする。) に、その時点において未償還の本社債の全部 (一部は不可。) を本社債の額面 100 円につき次の金額で繰上償還する。
平成 21 年 4 月 14 日から平成 21 年 9 月 29 日までの期間については金 100 円
 - (3) 当社は、10 連続取引日 (「取引日」とは、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。ただし、当社普通株式に関し終値 (気配表示を含む。以下同じ。) の無い日は除く。以下同じ。) にわたり、

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(以下「当社普通株式終値」という。)が当該各取引日に適用のある転換価額を上回った場合には、平成 21 年 4 月 13 日以降いつでも、当該 10 連続取引日の最終日から 10 銀行営業日以内かつ当該償還日に先立つ 20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を本新株予約権付社債の社債権者に対して行った上で、当該事前通知に定めた償還日において未償還の本社債の全部(一部は不可。)を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。

- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成 21 年 4 月 13 日以降、その選択により、当社に対して償還日から 20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を行い、かつ第 21 項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って振替機関に通知することにより、これらの通知に定めた償還日において保有する本社債の全部または一部を繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。
- (5) 前 3 号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第 12 項第(5)号に従って本新株予約権が行使できなくなることによりその全部が消滅する。
- (6) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (7) 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。かかる買入を行った場合には、当該本社債を消却するものとし、この場合において当該本社債に係る本新株予約権については第 12 項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

12. 本新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 45 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本項第(6)号に定める転換価額(本項第(8)号により修正された場合または第(9)号ないし第(13)号により調整された場合には、かかる修正または調整後の金額)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)とする。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成 21 年 4 月 14 日から平成 21 年 9 月 28 日までの間(以下「行使期間」という。)いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。なお、行使期間中においても、振替機関の定める処理要領に基づき株主確定日当日およびその前銀行営業日については、新株予約権行使の取次ぎが制限される。
- (5) 新株予約権の行使の条件
当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合または本社債が償還された場合には、本社債に係る本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法
各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債全部を出資する

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ものとする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。転換価額は、当初、平成 21 年 4 月 2 日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値に 1.20 を乗じた価格（円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。）とする。ただし、かかる算出の結果、当初の転換価額が金 675 円を下回る場合には、当初の転換価額は金 675 円とする。

なお、転換価額は本項第(8)号乃至第(13)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。

本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第 11 項(1)号の規定にかかわらず本新株予約権の行使の効力発生と同時に弁済期が到来し、かつ消滅するものとする。

- (7) 新株予約権の行使および本項第(17)号に規定する強制取得により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号記載の資本金等増加限度額から本号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (8) 転換価額の修正

当社は、平成 21 年 6 月 29 日から(当日を含む。)平成 21 年 8 月 27 日まで(当日を含む。)の期間(以下「転換価額修正観察期間」という。)のいずれかの 10 連続取引日にわたり、当社普通株式終値が当該各取引日に適用のある下限転換価額(以下に定義する。)を下回った場合には、当該 10 連続取引日の最終日の翌取引日以降、転換価額は、各本新株予約権付社債の額面金額相当額を額面当たりの VWAP による平均転換株式数(以下に定義する。)で除して得られる値の 92% に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる算出の結果、下限転換価額を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。なお、上記転換価額の修正を行った場合には、以後の転換価額の修正(ただし、本項第(17)号による強制転換価額の算出を除く。)は行わない。

「額面当たりの VWAP による平均転換株式数」とは、転換価額修正観察期間の初日から(当日を含む。)当該 10 連続取引日の初日の前 VWAP 取引日(以下に定義する。)まで(当日を含む。)の期間の各 VWAP 取引日において各本新株予約権付社債の額面金額相当額を東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)で除して得られる数の平均値(ただし、小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。)をいう。当該 VWAP 取引日中に本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、VWAP に必要な調整を行う。

「下限転換価額」とは、平成 21 年 4 月 2 日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値に 0.5 を乗じた価格(円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。)とする。ただし、かかる算出の結果、下限転換価額が 338 円を下回る場合には、下限転換価額は 338 円とする。なお、本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、下限転換価額に必要な調整を行う。

「VWAP 取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の VWAP が発表される日をいう。

- (9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (10) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(11)号 に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、平成21年3月26日開催の当社取締役会における第三者割当による発行決議に基づく普通株式の発行は除く。）

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

株式分割または普通株式の無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項第(11)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（但し、平成21年3月26日開催の当社取締役会における第三者割当による発行決議に基づく第1回新株予約権付社債、第3回新株予約権付社債及び第4回新株予約権付社債の発行は除く。無償割当てによる場合を含むが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行または付与されるものを除く。）なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得または行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (11) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (12) 本項第(10)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (13) 本項第(8)号乃至第(12)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (14) 新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権の行使請求受付事務は、以下のとおりこれを取扱う。
本新株予約権の行使は、第21項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って行使期間中に行使請求受付場所に対して行うものとする。
- (15) 新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、振替機関または口座管理機関を通じて行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債は消滅する。
- (16) 株式の交付方法
「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴うみなし変更後の当社定款の定めに従い、株券を発行しない。本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は、社債等振替法及び第21項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って新規記録される（または振替えられる）。
- (17) 普通株式を対価とする新株予約権の取得条項
当社は、平成21年9月24日（以下「強制取得日」という。）に、残存本新株予約権付社債の全部（一部は不可。）を交付財産（以下に定義する。）と引換えに取得する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。
「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制転換価額（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。
「強制転換価額」とは、各本新株予約権付社債の額面金額相当額を額面当たりのVWAPによる平均強制転換株式数（以下に定義する。）で除して得られる値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）をいう。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が下限転換価額を下回る場合には、強制転換価額は下限転換価額とする。
「額面当たりのVWAPによる平均強制転換株式数」とは、平成21年6月29日から平成21年9月7日に含まれる各VWAP取引日において各本新株予約権付社債の額面金額相当額をVWAPで除して得られる数の平均値（ただし、小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）をいう。当該VWAP取引日中に本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、VWAPに必要な調整を行う。

13. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

- (2) 本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を完了するものとする。

14. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う。

- (1) 当社が第11項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が第13項第(1)号の規定に違反したとき。
- (3) 当社が、前2号以外の本要項の規定に違反し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または是正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

15. 社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

16. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済の額を除く。)の10分の1以上にあたる社債権者は、本新株予約権付社債に関する社債等振替法第222条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本社債の金額の合計額は本号の本社債総額に算入しない。

17. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

18. 償還金の支払

本新株予約権付社債にかかる償還金は、社債等振替法及び第21項に定める振替機関の業務規程

ご注意: この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

その他の規則に従って支払われる。

19. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 財務代理人、発行代理人および支払代理人
 - (1) 当社は、住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）に本新株予約権付社債の事務を委託する。
 - (2) 本新株予約権付社債に係る発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを行う。
 - (3) 財務代理人は社債権者に対していかなる義務ならびに責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係および信託関係を有しない。
 - (4) 当社は、財務代理人を変更する場合には、第 15 項に定める方法により公告する。
21. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
22. 準拠法
日本法
23. 法令の改正等に伴う読替えその他の措置
会社法その他法令の改正が行われた場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じるものとする。
24. 上場申請の有無
なし
25. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し、必要な事項は、当社の代表取締役に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社ラウンドワン
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

1. 社債の名称 株式会社ラウンドワン第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金 18 億円
3. 各社債の金額 金 4,000 万円の 1 種
4. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
本新株予約権付社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第 192 条第 1 項の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であり、社債等振替法第 193 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権付社債券を発行することができない。ただし、社債等振替法第 193 条第 2 項の定めにより社債券を発行する場合には、同条第 3 項の定めにより無記名式とする。なお、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率 本社債には利息を付さない。
6. 各社債の払込金額 額面 100 円につき金 100 円
7. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還の場合は第 11 項第(2)号乃至第(4)号に定める価額による。
8. 社債の払込期日および新株予約権の割当日 平成 21 年 4 月 13 日(月)
9. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
11. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成 21 年 12 月 30 日にその総額を償還する。
ただし、繰上償還に関しては、本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。
 - (2) 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合)、本新株予約権付社債の社債権者に対して、20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を行った上で、当該事前通知に定めた償還日(当該組織再編行為の効力発生日以前とする。)に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可。)を本社債の額面 100 円につき次の金額で繰上償還する。
平成 21 年 4 月 14 日から平成 21 年 12 月 29 日までの期間については金 100 円
 - (3) 当社は、10 連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。ただし、当社普通株式に関し終値(気配表示を含む。以下同じ。)の無い日は除く。以下同じ。)にわたり、

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(以下「当社普通株式終値」という。)が当該各取引日に適用のある転換価額を上回った場合には、平成 21 年 4 月 13 日以降いつでも、当該 10 連続取引日の最終日から 10 銀行営業日以内かつ当該償還日に先立つ 20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を本新株予約権付社債の社債権者に対して行った上で、当該事前通知に定めた償還日において未償還の本社債の全部(一部は不可。)を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。

- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成 21 年 4 月 13 日以降、その選択により、当社に対して償還日から 20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を行い、かつ第 21 項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って振替機関に通知することにより、これらの通知に定めた償還日において保有する本社債の全部または一部を繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。
- (5) 前 3 号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第 12 項第(5)号に従って本新株予約権が行使できなくなることによりその全部が消滅する。
- (6) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (7) 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。かかる買入を行った場合には、当該本社債を消却するものとし、この場合において当該本社債に係る本新株予約権については第 12 項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

12. 本新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 45 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本項第(6)号に定める転換価額(本項第(8)号により修正された場合または第(9)号ないし第(13)号により調整された場合には、かかる修正または調整後の金額)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)とする。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成 21 年 4 月 14 日から平成 21 年 12 月 28 日までの間(以下「行使期間」という。)いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。なお、行使期間中においても、振替機関の定める処理要領に基づき株主確定日当日およびその前銀行営業日については、新株予約権行使の取次ぎが制限される。
- (5) 新株予約権の行使の条件
当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合または本社債が償還された場合には、本社債に係る本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法
各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債全部を出資する

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ものとする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。転換価額は、当初、平成 21 年 4 月 2 日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値に 1.20 を乗じた価格（円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。）とする。ただし、かかる算出の結果、当初の転換価額が金 675 円を下回る場合には、当初の転換価額は金 675 円とする。

なお、転換価額は本項第(8)号乃至第(13)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。

本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第 11 項(1)号の規定にかかわらず本新株予約権の行使の効力発生と同時に弁済期が到来し、かつ消滅するものとする。

- (7) 新株予約権の行使および本項第(17)号に規定する強制取得により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号記載の資本金等増加限度額から本号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (8) 転換価額の修正

当社は、平成 21 年 10 月 1 日から(当日を含む。)平成 21 年 11 月 30 日まで(当日を含む。)の期間(以下「転換価額修正観察期間」という。)のいずれかの 10 連続取引日にわたり、当社普通株式終値が当該各取引日に適用のある下限転換価額(以下に定義する。)を下回った場合には、当該 10 連続取引日の最終日の翌取引日以降、転換価額は、各本新株予約権付社債の額面金額相当額を額面当たりの VWAP による平均転換株式数(以下に定義する。)で除して得られる値の 92% に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる算出の結果、下限転換価額を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。なお、上記転換価額の修正を行った場合には、以後の転換価額の修正(ただし、本項第(17)号による強制転換価額の算出を除く。)は行わない。

「額面当たりの VWAP による平均転換株式数」とは、転換価額修正観察期間の初日から(当日を含む。)当該 10 連続取引日の初日の前 VWAP 取引日(以下に定義する。)まで(当日を含む。)の期間の各 VWAP 取引日において各本新株予約権付社債の額面金額相当額を東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)で除して得られる数の平均値(ただし、小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。)をいう。当該 VWAP 取引日中に本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、VWAP に必要な調整を行う。

「下限転換価額」とは、平成 21 年 4 月 2 日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値に 0.5 を乗じた価格(円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。)とする。ただし、かかる算出の結果、下限転換価額が 338 円を下回る場合には、下限転換価額は 338 円とする。なお、本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、下限転換価額に必要な調整を行う。

「VWAP 取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の VWAP が発表される日をいう。

- (9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (10) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(11)号 に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、平成21年3月26日開催の当社取締役会における第三者割当による発行決議に基づく普通株式の発行は除く。）

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

株式分割または普通株式の無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項第(11)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（但し、平成21年3月26日開催の当社取締役会における第三者割当による発行決議に基づく第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第4回新株予約権付社債の発行は除く。無償割当てによる場合を含むが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行または付与されるものを除く。）なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得または行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (11) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (12) 本項第(10)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- 株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (13) 本項第(8)号乃至第(12)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (14) 新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権の行使請求受付事務は、以下のとおりこれを取扱う。
本新株予約権の行使は、第21項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って行使期間中に行使請求受付場所に対して行うものとする。
- (15) 新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、振替機関または口座管理機関を通じて行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債は消滅する。
- (16) 株式の交付方法
「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴うみなし変更後の当社定款の定めに従い、株券を発行しない。本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は、社債等振替法及び第21項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って新規記録される（または振替えられる）。
- (17) 普通株式を対価とする新株予約権の取得条項
当社は、平成21年12月28日（以下「強制取得日」という。）に、残存本新株予約権付社債の全部（一部は不可。）を交付財産（以下に定義する。）と引換えに取得する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。
「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制転換価額（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。
「強制転換価額」とは、各本新株予約権付社債の額面金額相当額を額面当たりのVWAPによる平均強制転換株式数（以下に定義する。）で除して得られる値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）をいう。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が下限転換価額を下回る場合には、強制転換価額は下限転換価額とする。
「額面当たりのVWAPによる平均強制転換株式数」とは、平成21年10月1日から平成21年12月11日に含まれる各VWAP取引日において各本新株予約権付社債の額面金額相当額をVWAPで除して得られる数の平均値（ただし、小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）をいう。当該VWAP取引日中に本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、VWAPに必要な調整を行う。

13. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

- (2) 本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了するものとする。

14. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う。

- (1) 当社が第11項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が第13項第(1)号の規定に違反したとき。
- (3) 当社が、前2号以外の本要項の規定に違反し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または是正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

15. 社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

16. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済の額を除く。)の10分の1以上にあたる社債権者は、本新株予約権付社債に関する社債等振替法第222条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本社債の金額の合計額は本号の本社債総額に算入しない。

17. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

18. 償還金の支払

本新株予約権付社債にかかる償還金は、社債等振替法及び第21項に定める振替機関の業務規程

ご注意: この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

その他の規則に従って支払われる。

19. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 財務代理人、発行代理人および支払代理人
 - (1) 当社は、住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）に本新株予約権付社債の事務を委託する。
 - (2) 本新株予約権付社債に係る発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを行う。
 - (3) 財務代理人は社債権者に対していかなる義務ならびに責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係および信託関係を有しない。
 - (4) 当社は、財務代理人を変更する場合には、第 15 項に定める方法により公告する。
21. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
22. 準拠法
日本法
23. 法令の改正等に伴う読替えその他の措置
会社法その他法令の改正が行われた場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じるものとする。
24. 上場申請の有無
なし
25. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し、必要な事項は、当社の代表取締役に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社ラウンドワン
第4回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

1. 社債の名称 株式会社ラウンドワン第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金18億円
3. 各社債の金額 金4,000万円の1種
4. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
本新株予約権付社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第192条第1項の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であり、社債等振替法第193条第2項に定める場合を除き、新株予約権付社債券を発行することができない。ただし、社債等振替法第193条第2項の定めにより社債券を発行する場合には、同条第3項の定めにより無記名式とする。なお、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率 本社債には利息を付さない。
6. 各社債の払込金額 額面100円につき金100円
7. 償還金額 額面100円につき金100円
ただし、繰上償還の場合は第11項第(2)号乃至第(4)号に定める価額による。
8. 社債の払込期日および新株予約権の割当日 平成21年4月13日(月)
9. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
11. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成22年3月31日にその総額を償還する。
ただし、繰上償還に関しては、本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。
 - (2) 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会で決議した場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合)本新株予約権付社債の社債権者に対して、20銀行営業日以上40銀行営業日以内の事前通知を行った上で、当該事前通知に定めた償還日(当該組織再編行為の効力発生日以前とする。)に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可。)を本社債の額面100円につき次の金額で繰上償還する。
平成21年4月14日から平成22年3月30日までの期間については金100円
 - (3) 当社は、10連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。ただし、当社普通株式に関し終値(気配表示を含む。以下同じ。)の無い日は除く。以下同じ。)にわたり、

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(以下「当社普通株式終値」という。)が当該各取引日に適用のある転換価額を上回った場合には、平成 21 年 4 月 13 日以降いつでも、当該 10 連続取引日の最終日から 10 銀行営業日以内かつ当該償還日に先立つ 20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を本新株予約権付社債の社債権者に対して行った上で、当該事前通知に定めた償還日において未償還の本社債の全部(一部は不可。)を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。

- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成 21 年 4 月 13 日以降、その選択により、当社に対して償還日から 20 銀行営業日以上 40 銀行営業日以内の事前通知を行い、かつ第 21 項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って振替機関に通知することにより、これらの通知に定めた償還日において保有する本社債の全部または一部を繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。
- (5) 前 3 号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第 12 項第(5)号に従って本新株予約権が行使できなくなることによりその全部が消滅する。
- (6) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (7) 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。かかる買入を行った場合には、当該本社債を消却するものとし、この場合において当該本社債に係る本新株予約権については第 12 項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

12. 本新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 45 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本項第(6)号に定める転換価額(本項第(8)号により修正された場合または第(9)号ないし第(13)号により調整された場合には、かかる修正または調整後の金額)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)とする。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成 21 年 4 月 14 日から平成 22 年 3 月 29 日までの間(以下「行使期間」という。)いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。なお、行使期間中においても、振替機関の定める処理要領に基づき株主確定日当日およびその前銀行営業日については、新株予約権行使の取次ぎが制限される。
- (5) 新株予約権の行使の条件
当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合または本社債が償還された場合には、本社債に係る本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法
各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債全部を出資する

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ものとする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。転換価額は、当初、平成 21 年 4 月 2 日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値に 1.20 を乗じた価格（円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。）とする。ただし、かかる算出の結果、当初の転換価額が金 675 円を下回る場合には、当初の転換価額は金 675 円とする。

なお、転換価額は本項第(8)号乃至第(13)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。

本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第 11 項(1)号の規定にかかわらず本新株予約権の行使の効力発生と同時に弁済期が到来し、かつ消滅するものとする。

- (7) 新株予約権の行使および本項第(17)号に規定する強制取得により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号記載の資本金等増加限度額から本号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (8) 転換価額の修正

当社は、平成 21 年 12 月 24 日から(当日を含む。)平成 22 年 3 月 1 日まで(当日を含む。)の期間(以下「転換価額修正観察期間」という。)のいずれかの 10 連続取引日にわたり、当社普通株式終値が当該各取引日に適用のある下限転換価額(以下に定義する。)を下回った場合には、当該 10 連続取引日の最終日の翌取引日以降、転換価額は、各本新株予約権付社債の額面金額相当額を額面当たりの VWAP による平均転換株式数(以下に定義する。)で除して得られる値の 92% に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。)に修正される。ただし、かかる算出の結果、下限転換価額を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。なお、上記転換価額の修正を行った場合には、以後の転換価額の修正(ただし、本項第(17)号による強制転換価額の算出を除く。)は行わない。

「額面当たりの VWAP による平均転換株式数」とは、転換価額修正観察期間の初日から(当日を含む。)当該 10 連続取引日の初日の前 VWAP 取引日(以下に定義する。)まで(当日を含む。)の期間の各 VWAP 取引日において各本新株予約権付社債の額面金額相当額を東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)で除して得られる数の平均値(ただし、小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。)をいう。当該 VWAP 取引日中に本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、VWAP に必要な調整を行う。

「下限転換価額」とは、平成 21 年 4 月 2 日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値に 0.5 を乗じた価格(円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。)とする。ただし、かかる算出の結果、下限転換価額が 338 円を下回る場合には、下限転換価額は 338 円とする。なお、本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、下限転換価額に必要な調整を行う。

「VWAP 取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の VWAP が発表される日をいう。

- (9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行または処} \\ \text{既発行株式数} + \text{分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (10) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(11)号 に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、平成21年3月26日開催の当社取締役会における第三者割当による発行決議に基づく普通株式の発行は除く。）

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

株式分割または普通株式の無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項第(11)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（但し、平成21年3月26日開催の当社取締役会における第三者割当による発行決議に基づく第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債の発行は除く。無償割当てによる場合を含むが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行または付与されるものを除く。）なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得または行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (11) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (12) 本項第(10)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (13) 本項第(8)号乃至第(12)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (14) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、以下のとおりこれを取扱う。

本新株予約権の行使は、第21項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って行使期間中に行使請求受付場所に対して行うものとする。

- (15) 新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、振替機関または口座管理機関を通じて行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債は消滅する。

- (16) 株式の交付方法

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴うみなし変更後の当社定款の定めに従い、株券を発行しない。本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は、社債等振替法及び第21項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って新規記録される（または振替えられる）。

- (17) 普通株式を対価とする新株予約権の取得条項

当社は、平成22年3月25日（以下「強制取得日」という。）に、残存本新株予約権付社債の全部（一部は不可。）を交付財産（以下に定義する。）と引換えに取得する。当社は取得した本新株予約権付社債を直ちに消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、額面金額相当額を強制転換価額（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「強制転換価額」とは、各本新株予約権付社債の額面金額相当額を額面当たりのVWAPによる平均強制転換株式数（以下に定義する。）で除して得られる値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）をいう。ただし、かかる算出の結果、強制転換価額が下限転換価額を下回る場合には、強制転換価額は下限転換価額とする。

「額面当たりのVWAPによる平均強制転換株式数」とは、平成21年12月24日から平成22年3月10日に含まれる各VWAP取引日において各本新株予約権付社債の額面金額相当額をVWAPで除して得られる数の平均値（ただし、小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）をいう。当該VWAP取引日中に本項第(9)号乃至第(12)号記載の転換価額の調整事由が発生した場合、本項第(9)号乃至第(12)号の考え方に準じて、VWAPに必要な調整を行う。

13. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

- (2) 本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了するものとする。

14. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う。

- (1) 当社が第11項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が第13項第(1)号の規定に違反したとき。
- (3) 当社が、前2号以外の本要項の規定に違反し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または是正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分執行もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

15. 社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

16. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済の額を除く。)の10分の1以上にあたる社債権者は、本新株予約権付社債に関する社債等振替法第222条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本社債の金額の合計額は本号の本社債総額に算入しない。

17. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

18. 償還金の支払

本新株予約権付社債にかかる償還金は、社債等振替法及び第21項に定める振替機関の業務規程

ご注意: この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

その他の規則に従って支払われる。

19. 行使請求受付場所
株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 財務代理人、発行代理人および支払代理人
 - (1) 当社は、住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）に本新株予約権付社債の事務を委託する。
 - (2) 本新株予約権付社債に係る発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを行う。
 - (3) 財務代理人は社債権者に対していかなる義務ならびに責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係および信託関係を有しない。
 - (4) 当社は、財務代理人を変更する場合には、第 15 項に定める方法により公告する。
21. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
22. 準拠法
日本法
23. 法令の改正等に伴う読替えその他の措置
会社法その他法令の改正が行われた場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じるものとする。
24. 上場申請の有無
なし
25. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し、必要な事項は、当社の代表取締役に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社ラウンドワン 新株発行要項

1. 株式の種類及び数 普通株式 5,037,700 株
2. 払込金額 1 株につき 794 円
3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額及び増加する資本準備金の額は、いずれも 1,999,966,900 円（1 株につき 397 円）とする。
4. 割当先及び割当株式 第三者割当ての方法により、以下の通り割当てる。
杉野公彦 4,408,000 株
杉野公亮 629,700 株
5. 申込期日 平成 21 年 4 月 9 日
6. 払込期日 平成 21 年 4 月 10 日
7. 申込株数単位 100 株
8. 資金使途
本株式発行による差引手取概算額は 3,970,933,800 円。当該差引手取概算額は、平成 21 年 3 月 26 日開催の当社取締役会の決議に基づく新株予約権付社債の発行に係る差引手取概算額 7,179,000,000 円と併せて、現在計画している合計 16 店舗の新規店舗費用の内、上里、習志野、甲府、松戸、河内長野、松山およびつくばの 7 店舗の新規店舗費用に充当する予定。
9. その他
 - (1) 新株の発行は金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 上記に定めるものの他、新株式発行に必要な一切の事項の決定及び手続の執行については、当社代表取締役及びその指名する者に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債並びに本株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。